

西東京市民間配食サービス事業者登録事業に関するQ&A

NO.	内容	
1	Q	この事業の目的を教えてください。事業者の運営内容等について改善を求められたりするのですか。
	A	市が提供する高齢者見守り配食サービスにニーズが合わない高齢者や、対象外となる高齢者で食事の確保又は緩やかな見守りを必要とする方等に対し、一定の基準を満たす民間配食サービス事業者の利用を促すことにより、安定した在宅生活を送ることができるよう支援することを目的としています。あくまでも市は、民間配食サービス事業者の情報提供を行うものであり、事業者が行うサービス内容の監視指導等を行うものではありません。
2	Q	市外の事業者でも登録申請できますか。
	A	西東京市内の高齢者宅に配食することが可能であれば、市外の事業者でも申請できます。冷凍配食の配送等の多様な形態の配食サービス事業者の申請も可能とします。
3	Q	この事業で作成する一覧表は、どのくらいの頻度で更新されるのですか。
	A	定期的には、年1回の更新を予定しています。ただし、令和5年度は新規の申請を随時受け、その都度一覧表及びホームページを更新します。
4	Q	一覧表に掲載することで、利用希望者に市が関与するのですか。
	A	高齢者やその家族等が、民間配食サービスに関する情報を得るために活用いただくことを目的としたものですので、実際の利用に際しては、利用者と事業者間で必要な確認等を行っていただくこととし、市は一切関与しません。
5	Q	利用対象者が西東京市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者となっています。それ以外の方への提供は認めないということでしょうか。
	A	本事業の利用対象者として65歳以上の高齢者を想定していますが、最終的には事業者と利用者間の契約によって利用していただくものであり、サービスの提供可否については、市は関与しません。
6	Q	『民間事業者による在宅配食サービスのガイドライン』『地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン』に基づいて事業を実施しているかどうか、わからないのですが。
	A	上記ガイドラインには法的な規制はありませんが、西東京市としてはガイドラインの内容を参考として事業実施に取り組んでいただくことを想定しています。ガイドラインについては厚生労働省等のホームページに掲載されておりますので、まずは御確認いただいた上で、事業者の取組内容が含まれているかどうか、もしくは、今後の取組の参考にしていただけるということであれば、要件に該当するものとして取り扱います。
7	Q	製造を委託しているため、許可証や保険証の必要書類がそろえられない。
	A	まずは委託先事業者に写しを提出いただけないか、問い合わせをお願いします。困難な場合は、市まで御相談ください。